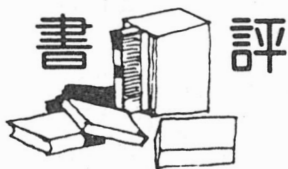


金澤誠一編著



『公的扶助論』

杉村 宏

本書を編むに当たって、編著者である金澤誠氏は公的扶助の対象としての貧困に対する視点と公的扶助のあるべき方向、論述の方針について緒言でおおよそ次のように述べている。

公的扶助の対象である貧困は、ただ単に所得の低さと生活水準の低さにとどまらず、社会制度から遠ざかり排除されていく、そういった人間関係の破壊という意味が含まれている。したがって、貧困を考える場合には、家族や近隣社会あるいは仕事や社会保障・社会福祉諸制度などから遠ざかり排除されていく人々に対し、むしろ社会に参加するための平等な配慮を必要としている。社会への包摂・統合という、「人に優しい公平な社会のあり方を模索することでもある」というのである。

そのために本書は次のように、序章 現代の貧困、第1章 国民生活と現代の貧困、第2章 公的扶助の歴史、第3章 日本の生活保護制度、第4章 低所得層への対策、第5章 生活保護における相談支援活動と福祉事務所の役割、第6章 生活保護の動向と不服申し立て制度、の6章立てで構成されていて、「いささか理屈が先走っている嫌いがあるが…社会調査を通して発見された社会的事実を何よりも大切にすることが必要である」と考えてのことであるという。

金澤氏のほか同僚の加美嘉史氏が主にホームレス問題の項目を担当し、5・6章の生活保護の相談支援活動や生活保護の動向などに関する項目は、いずれも生活保護の実践経験を踏まえて教育・研究活動を行っている、寺久保光良氏、松崎喜良氏、吉永純氏が担当している。

このような点からして本書の原本は、金澤氏らがかわっている通信教育のテキストとして開発されたものであるというのが、社会福祉専門職の国家試験のテキストとは多少異なり、現代社会が解決しなければならない貧困問題の今日的な性格の解明を踏まえ

て、公的扶助の現状とそれを生存権保障制度として真に国民の生活を守るものにしていくための実践的な課題を論じた、実践的研究書とも呼ぶべきものとなっている。

本書の特徴は随所に見ることができるが、紙幅の関係でここでは第1章、第5章、第6章のみを取り上げその特色を見ておきたい。圧巻は詳細な家計構造分析に基づいて、戦後日本経済の高度成長期から低成長期へ移行していく過程で、相対的貧困＝見えない貧困が絶対的貧困＝見える貧困に転化していく様子を鮮やかに実証し、現代の公的扶助の課題は何かを明快に示している点である。

特に第1章において、本来社会生活を営む上で公共的に準備されなければならない住宅、教育、医療、光熱水道、交通通信などの「生活基盤」や社会保障・社会福祉の確保のために、どれだけ個人の賃金・収入を支出したかという家計負担割合を「賃金依存率」という概念を使って分析し、1973年のオイルショック以降の低成長期に、行革・民営化により、その割合が急速に増加したこと、また低所得層ほど「賃金依存率」の伸びが著しく、生活構造の崩壊の危機にあることを指摘している点は、切れ味鋭い分析である。

このような形で顕在化した絶対的貧困の広がり、低所得貧困問題の量的拡大だけではなく、社会生活を営む上で不可欠な「生活基盤」や社会保障・社会福祉などの社会制度から「遠ざけられ」排除されることを意味しており、その具体的な形態としてさまざまな形の潜在的失業、健康保険などの未加入・資格制限、ホームレス問題などがあることを教えてくれる。

したがってわが国の公的扶助の中心的制度である生活保護制度の運用に当たっても、こうした人々を視野に入れた積極的な活用が必要であり、その実践例が——豊富な事例の紹介とそこにおける支援活動の方法が——丁寧に論述されている。

書 評

第5章では、援助計画（処遇方針）の策定にあたっての基本的な視点を述べた上で、実際の相談・援助活動の方法を、高齢者、子ども、ホームレスなどの相談援助事例を取り上げ、援助の展開・ポイントが要領よくまとめられていて、福祉事務所の生活保護担当者のみならず、MSWやPSW、ケアワーカー、ケアマネジャーなどにも参考になるものと思われる。

さらに第6章では、公的扶助のお仕着せのテキストではほとんど取り上げていない不服申し立て制度と訴訟に関して、生活保護裁判連絡会の活動の成果と教訓を生かして詳しく論述している。この間社会福祉改革の総仕上げとしての生活保護改革に関する検討が、社会保障審議会の生活保護制度のあり方に関する専門委員会で行われているが、その議論の中でも生活保護裁判の動向は色濃く反映されており、生活保護をより国民生活の安定のために改革するうえで、本書のような視点はもっと強調されてよい。

専門委員会報告でも、いろいろな問題を含みながらも生活保護制度を「入りやすく自立しやすい制度へ」という方向で議論され、貧困者の問題を社会的排除の問題としてもとらえ、地域社会への参加や労働市場への再挑戦を可能とするための「ばね」としての役割を持たせるとしているが、いわばその筋道を理論的実践的に本書は解明していて、時機を得た出版であるといえる。

最後に、通読してやや気になった点は、表題が「公的扶助論」とそっけなく、もっと貧困研究をベースにしたものであることが分かるような工夫がほしかったことと、絶対的貧困にある人々の性格を規定する「社会制度から遠ざかり排除される人々」という表現の「遠ざかり」が、あたかも自ら健康保険や年金から主体的に遠ざかっていってしまうようなニュアンスに受け止められかねないように思ったことである。

ともあれ、公的扶助に携わる実践者や貧困研究や社会保障を学ぶ学生、院生、研究者はもとより、労働組合活動家や市民運動活動家など、「人にやさしく公平な社会」を望む市民・勤労者に広く読んでいただきたい好著である。

（2004年6月・高菅出版刊・2600円）

（すぎむら ひろし・法政大学現代福祉学部教授）



柴山恵美子・中曽根佐織編著

『EUの男女均等政策』

川口 和子

昨年、中、東欧など10カ国が新たに加わって加盟25カ国に拡大した欧州連合（EU）は、欧州統合の基本理念、行動指針となるEU憲法（創案は2003年6月公表）の採択に向けて、加盟各国の討議をすすめている。

戦前、戦後の対立と分断の歴史を乗り越え、平和、人権、非差別、連帯による4億5000万人の「市民参加型大欧州」をめざすとするこの憲法草案の内容と今後の動向は、EU加盟国に止まらず21世紀を歩み始めた世界各国が関心を寄せており、それは人口の半分を占める女性の男女平等実現の課題にとっても注目される。

こうした時期に刊行された本書は、同編著者による姉妹篇『EU男女均等法・判例集』と併せて、この期待に応える学術的好著である。

第1章 データにみる欧州女性の姿

第2章 EU創設と欧州の女性たち

第3章 EUの制度と男女平等を担うEU諸機関

第4章 男女均等待遇原則に関する指令の展開（Ⅰ）
「形式的平等」から「結果の平等」へ

第5章 男女均等待遇原則に関する指令の展開（Ⅱ）
男女労働者の安全と健康および職業と家庭生活の調和をめざして

以上の構成による本書の概要は、まず第1章で欧州女性の現状と変化の諸特徴を概観する。第2章では、戦後の欧州統合のプロセスと、その理念と条約等法体系の進展を、①EECからECへ、②EU創設、③EU拡大、と3段階で詳細に解明する。そして市場の統合から今日の経済・通貨、政治、外交・安全保